

令和5年度 県立相模田名高等学校 不祥事ゼロプログラム

県立相模田名高等学校は、不祥事発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

相模田名高等学校は、不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長、教頭、事務長がこれを補佐する。

2 策定方針及び留意点

(1) 策定方針

相模田名高等学校の不祥事ゼロプログラムは、以下の方針に基づき策定する。

ア 課題を整理し、継続的に取り組むことで、生徒、保護者、地域等県民の信頼を得ることに努める。

イ 教職員個々の問題ではなく、教職員全員が課題を認識し共有化するとともに、学校の組織として課題解決に努める。

(2) 留意点

ア 心にかかることは、そのままにしない！報・連・相はすみやかに行う！

イ 啓発資料の活用や職員個々の具体的なヒヤリハット事例の共有により、身近な事柄を中心に、研修会、事故防止会議等において職員の注意を喚起し、一人ひとりの主体的な取組に繋げる。

ウ グループ打ち合わせ、学年会、教科会において、日常的に気にかかる事項を共有し、その都度話題にすることにより継続的に検討・確認する。

エ 策定したプログラムを保護者や学校運営協議会に提示し、意見を取組に反映させる。

3 目標および行動計画

(1) 取組項目

- I 法令遵守意識の向上（法令の遵守（高い倫理感の保持及びわいせつ事案をはじめとする不祥事の根絶）、服務規律の徹底）
- II 職場のハラスメント（パワハラ、セクハラ、マタハラ等）の防止
- III 生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止
- IV 体罰・不適切な指導の防止
- V 入学者選抜、成績処理及び進路関係書の作成及び取扱いに係る事故防止

- VI 個人情報等の管理・情報セキュリティ対策
- VII 交通事故防止・酒酔い・酒気帯び運転の防止、交通法規の遵守
- VIII 業務執行体制の確保
- IX 財務事務等の適正執行
- X 政治的中立の厳守
- XI 施設・設備の安全確保と管理
- XII 経験の浅い教職員（採用5年以内）への不祥事防止

(2) 行動計画指針

不祥事を次の3つに分類して対策を考える。

ア 校内システムについては、システム等の点検や課題を洗い出し事故の未然防止に努める。
(V VI VIII IX)

イ 知識・モラル上の問題については継続的・計画的に校内研修会等を実施し職員の意識高揚を図る。
(I II III IV VII X XII)

ウ その他については、各グループの意見、参考事例等から必要に応じて設定する。
(XI)

(3) 行動内容

ア 学校現場特有の不祥事や公務上発生する不祥事の防止

V 入学選抜に係る不祥事防止

① 目標…各種業務執行に際して、教職員の意識やシステムの適正化を図り、事故を事前に防止する。

② 担当部署 入学者選抜委員会、全教職員

③ 行動計画

・起案の徹底。

・入選マニュアルの点検・改訂

・令和5年12月に啓発資料を用いて、入学者選抜業務、調査書の作成・発行、テスト問題の作成及び成績処理に対し、担当グループ又は委員会等で点検体制を確認

し、必要な見直しを行うことで、不祥事防止を目指す。

VI 個人情報管理・情報セキュリティ対策

- ① 目標…個人情報の流出を未然に防止する。
- ② 担当部署 カリキュラム開発G、広報・情報管理G、キャリアガイダンスG、入学者選抜委員会
- ③ 行動計画
 - ・令和5年9月に個人情報の取扱いに関する事故防止研修を実施すると共に、日常的に点検及びチェックを行い事故防止に努める。
 - ・携帯電話・電子メール等の不適切な使用の根絶に向けて、「神奈川県個人情報保護条例」等に基づいた個人情報の収集・登録・管理・破棄の徹底を図る。

VIII 業務執行体制

- ① 目標…各種業務執行に際して、教職員の意識やシステムの適正化を図り、事故を事前に防止する。
- ② 担当部署 各グループ、プロジェクト及び委員会等
- ③ 行動計画
 - ・起案の徹底。
 - ・令和6年3月に啓発資料を用いて、執行体制について担当グループ、プロジェクト又は委員会等で点検体制を確認し、必要な見直しを行うことで、不祥事防止を目指す。
 - ・校長からの個別面接を実施し、業務の円滑な遂行を図る。

IX 財務事務等の適正執行

- ① 目標…私費会計の適切な執行についての認識を深め事故の発生を未然に防止する。
- ② 担当部署 副校長、事務長、私費会計担当者
- ③ 行動計画
 - ・令和5年10月に私費会計基準に則った事務処理及び物品管理の周知を図り、教職員の意識を高め適正な執行を図る。特に、部活動費会計について、適正な会計業務の推進に努める。

イ 知識・モラル上の事故・不祥事問題

I 法令遵守意識の向上（法令の遵守（高い倫理感の保持及びわいせつ事案をはじめとする不祥事の根絶）、服務規律の徹底）

- ① 目標…職員行動指針を再確認し、勤務時間外や職場外の行動についても、教育公務員としての高い倫理観を持って行動する。
- ② 行動計画
 - ・令和5年9月に職員啓発資料等の活用により、教職員の意識啓発に努める。

II 職場のハラスメント（パワハラ、セクハラ、マタハラ等）の防止

- ① 目標…パワハラ・セクハラ、マタハラ等をゼロにする。
- ② 行動計画
 - ・令和6年1月に啓発資料を用いて、職員対象の研修を実施し、職員の人権意識を高め意識喚起を図る。

III 生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止

- ① 目標…生徒に対するわいせつ・セクハラ行為をゼロにする。
- ② 行動計画
 - ・令和5年5月に啓発資料を用いて、職員対象の研修を実施し、職員の人権意識を高め意識喚起を図る。

IV 体罰、不適切指導の防止

- ① 目標…体罰、不適切指導の発生を未然に防止する。
- ② 行動計画
 - ・令和5年7月に職員対象の研修を実施し、職員の人権意識を高める。

VII 交通事故防止、酒酔い、酒気帯び運転の防止

- ① 目標…交通事故の発生を未然に防止するとともに酒酔い、酒気帯び運転のゼロを維持する。

② 行動計画

- ・令和5年11月に交通事故、酒酔い、酒気帯び運転防止のための研修を実施し、発生の防止に努める。

X 政治的中立性の厳守

① 目標…県民の信頼を損なうことのないよう、厳正な服務規律の確保に努める。

② 行動計画

- ・教職員が教育の政治的中立性に対する疑惑を招く行動をとらないよう、啓発資料等を用いて注意喚起を行う。

XIII 経験の浅い教職員(採用5年以内)への不祥事防止

① 目標…県民の信頼を損なうことのないよう、厳正な服務規律の確保に努める。

② 行動計画

- ・校長から個別相談等の直接指導や、啓発資料等を用いて注意喚起を行う。

ウ その他

XI 施設・設備の安全確保と管理

① 目標…施設・設備の安全確保と管理により事故防止に努める。

② 行動計画

- ・施設・設備に対する日常業務における点検及び危険箇所の確認と速やかな対応。

令和5年度 神奈川県立相模田名高等学校 不祥事ゼロプログラムスケジュール

回	月	課題	行動計画	行動計画内容	担当グループ
1	4	取組課題全般 1	不祥事ゼロプログラムの策定	学校評議員会の意見を参考にして、職員全体で検討し策定する。	管理職
		取組課題 2	生徒の個人情報の取扱い	校内必携資料を用いた研修会	副校長
2	5	取組課題 3	自殺予防	啓発資料を用いた研修会	生徒指導G
3	5	取組課題 4	わいせつ・セクハラ行為の防止	啓発資料を用いた研修会	生徒活動支援G
4	6	取組課題 5	定期試験・成績処理の事故防止	啓発資料を用いた研修会	カリキュラム開発G
5	7	取組課題 6	熱中症予防 体罰・不適切な指導の防止	啓発資料を用いた研修会	生徒活動支援G
6	8	取組課題 7	進路出願ミスの予防	啓発資料を用いた研修会	キャリアガイダンスG
7	9	取組課題 7	服務規律の遵守 個人情報の適切な取扱い・情報セキュリティ	啓発資料を用いた研修会	広報・情報管理G
8	10	取組課題 8	会計事務、物品管理等 適切な私費会計の取扱い	啓発資料を用いた研修会	学校管理運営G
9	10	取組課題全般 2	中間検証・評価	今年度の取組状況の達成度を確認し、対策を検討する。	管理職
10	11	取組課題 9	飲酒運転の根絶	啓発資料を用いた研修会	教頭
11	12	取組課題10	入学者選抜の事故防止	啓発資料を用いた研修会	カリキュラム開発G
12	1	取組課題11	職場のハラスメントの防止	啓発資料を用いた研修会	学校管理運営G
13	2	取組課題12	コンプライアンス意識の醸成	啓発資料を用いた研修会	広報・情報管理G
14	3	取組課題13	風通しの良い職場づくり（適切な業務執行体制の整備）	啓発資料を用いた研修会	生徒指導G
15	3	取組課題全般 3	最終検証・全体評価	事故防止会議で今年度の研修について検証し、来年度の課題を明確にする。 学校運営協議会において、検証について意見聴取	管理職

4 検証

(1) 中間検証

令和5年10月までに実施状況の達成度を確認し、未実施や達成度が低かった場合には、令和5年10月中に補完措置を講ずる。

(2) 最終検証

3 (3) に規定する行動計画について、令和6年3月初旬までに実施状況の達成度を確認するとともに、各目標達成についての自己評価を行う。その結果、新たな目標設定が必要な場合は、それを含め、令和6年度における相模田名高等学校不祥事ゼロプログラムを策定する。

5 実施結果

4 (2) の検証を踏まえ「実施結果」を取りまとめる。

6 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的手手続きについては、不祥事防止会議がこれを行う。